

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行令（案）について
（概要）

令和 6 年 4 月 1 2 日
内閣官房新しい資本主義実現本部事務局
公正取引委員会
中小企業庁
厚生労働省

1 制定の趣旨

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和 5 年法律第 25 号。以下「本法」という。）が令和 6 年 1 1 月から施行予定であることに伴い、本法の委任事項について、政令の制定を行うもの。

2 政令案の概要

（1）禁止行為の対象となる期間（第 1 条関係）

本法第 5 条第 1 項の政令で定める期間は、一月とする。

（2）的確表示の対象となる募集情報の事項（第 2 条関係）

本法第 1 2 条第 1 項の政令で定める事項は、次のとおりとする。

- ・ 業務の内容
- ・ 業務に従事する場所、期間又は時間に関する事項
- ・ 報酬に関する事項
- ・ 契約の解除（契約期間の満了後に更新しない場合を含む。）に関する事項
- ・ 特定受託事業者の募集を行う者に関する事項

（3）育児介護等の配慮、解除等の予告の対象となる期間（第 3 条関係）

本法第 1 3 条第 1 項の政令で定める期間は、六月とする。

（4）その他

公正取引委員会事務総局組織令（昭和 2 7 年政令第 3 7 3 号）について、本法の施行に伴う所要の改正を行う。

3 根拠条項

本法第 5 条第 1 項、第 1 2 条第 1 項及び第 1 3 条第 1 項

4 施行期日等

公布日：令和 6 年 5 月（予定）

施行期日：本法の施行の日（令和 6 年 1 1 月 1 日）（予定）